



③ 社会保険労務士

* 幅広い業務内容

企業で働く人々の労働問題や社会保険を扱う専門家。健康保険や年金に関する書類の作成、給与計算などの事務手続きのほか、人事制度や勤務をめぐるトラブルの相談など、役割は幅広い。個人で開業する場合と、会社員として企業の人事・総務部門に勤める場合がある。

国家資格の「社会保険労務士」を取得する必要がある。大学や短大など指定の教育機関を修了するか、行政事務などの経験が3年以上あることなどが受験資格となる。2015年度の合格率は2.6%。資格に関する問い合わせは、全国社会保険労務士会連合会(03-6225-4864、HP <http://www.shakaihokenroumushi.jp/>)。



労働や年金の専門家

旭邦篤さん 46

労働問題や社会保障制度の専門家として、数十社の企業の相談にのる旭さんは、「社会保険労務士法人 東海林・旭事務所」(東京都台東区)の社労士だ。電機メーカーと証券会社の営業職を経て、6年前に転職した。

資格を取ったのは30歳代になつてから。がんでもなく、た母の闘病生活を見て、健康保険や公的年金などの社会保障制度が「私たちを守つてくれる組織みで、知らないと損をする。知識のない人の手助けがしたい」と一念発起。会社を辞めて予備校に1年間通

い試験に合格した。

労働基準法や厚生年金法などの専門知識を生かし、企業に代わって、年金の事務手続きや給与計算などを引き受けられる。就業規則を作ったり、「残業代が払われない」といった従業員と企業間のトラブルを仲裁したりするなど、仕事は幅広い。

だが、知識があるだけではだめだという。「人を相手に大事にしています」

仕事では、依頼主である企業側の話をじっくり聞くよう心がける。「成績が悪い社員の給料を下げたい」との相談には、優秀な人と組んで仕事をさせたり、配置転換したりなどの提案もある。無理に給

料を下げれば従業員も反発す

るが、時間をかけて誠実に説明するしかない。企業側に改善の余地がある場合もあると

いう。

「事業主の意向を踏まえつつ、労使双方にとって良いやり方を考えないと存在意義がない。相手も気づいていない課題を見つけ、対応できるようしたい」(小沼聖実)

* 私の相棒



分厚い専門書や書類を持ち歩くので、カバンはたっぷり入って丈夫なもののがお気に入りです